

2025年4月9日

(分割会社)

住友不動産株式会社

代表取締役 仁島 浩順

(承継会社)

住友不動産ハウジング株式会社

代表取締役 加藤 宏史

## 吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第791条、第801条第3項及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

住友不動産株式会社（以下、「分割会社」という。）と、住友不動産ハウジング株式会社（以下、「承継会社」という。）は、2024年11月26日に吸収分割契約を締結し、2025年4月1日を効力発生日として、分割会社のハウジング事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）を実施いたしました。

会社法791条、第801条第3項及び会社法施行規則第189条に定める事項につき、下記のとおり開示いたします。

### 記

#### 1. 吸収分割が効力を生じた日（効力発生日）

2025年4月1日

#### 2. 分割会社における手続の経過

##### (1) 株主の差止請求（会社法第784条の2）

本件分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本件分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

##### (3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

該当事項はありません。

##### (4) 債権者の異議（会社法第789条）

本件分割における債務承継については、重疊的債務引受の方法によっており、分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者はいないため、会社法第789条に定める手続は行っておりません。

### 3. 承継会社における手続の経過

#### (1) 株主の差止請求（会社法第 796 条の 2）

本件分割は、会社法第 796 条の 2 但書に定める場合に該当するため、該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本件分割は、会社法第 797 条但書に定める場合に該当するため、該当事項はありません。

#### (3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

承継会社は 2024 年 12 月 2 日付官報をもって、債権者に対し、会社分割に対する異議申述の公告を行いました。申述期限の 2025 年 1 月 6 日までに異議申述を行った債権者はありませんでした。なお、承継会社においては、知れたる債権者が存在しなかったため、個別の催告は行いませんでした。

### 4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日をもって、分割会社のハウジング事業に関する権利義務を承継いたしました。承継した資産の額は 53,793 百万円、負債の額は 52,132 百万円（いずれも概算値）です。

### 5. 会社法第 923 条の変更の登記を行った日

2025 年 4 月 2 日

### 6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上